

警察庁と航空事故調査委員会は、昭和47年2月に警察庁と運輸省との間で交換された「航空事故調査委員会設置法案に関する覚書」が、現在及び将来にその効力を有することを確認し、同覚書に基づき次のとおり細目を締結する、

昭和50年8月1日

警察庁刑事局長 田村 宣明
航空事故調査委員会事務局長 中島 英雄

警察庁と航空事故調査委員会との間の犯罪捜査及び 航空事故調査の実施に関する細目

1. 目的

この細目は、航空事故に関し、都道府県警察（以下「警察」という。）が行う犯罪捜査と航空事故調査委員会（委員長、委員、専門委員及び事務局職員並びに委員会の援助要求により運輸大臣が指定する職員を含む。以下「委員会」という。）が行う事故調査が競合する場合において、相互の調整を図ることを目的とする。

2. 現場保存

- (1) 航空事故現場の保存は、原則として警察が行うものとする。ただし、委員会が現場に先着した場合は、臨場した警察の現場保存責任者に引継ぐまでの間、委員会において行うものとする
- (2) 航空事故現場における警察及び委員会のそれぞれの責任者は、必要がある場合においては、現場保存の範囲、方法等について随時協議を行い、協力して原状の保全に努めるものとする。

3. 実況見分（検証）、現場物件の検査

- (1) 警察及び委員会のそれぞれの責任者は、実況見分（検証）及び現場物件の検査を行うに当たり、その実施日時、範囲方法等を事前に協議できるものとする。また、実況見分（検証）及び現場物件の検査を実施中、必要がある場合は、それぞれの責任者が随時協議を行い、相互の活動が円滑に行われるよう努めるものとする。
- (2) 警察の行う実況見分（検証）及び委員会の行う現場物件の検査には、警察及び委員会のそれぞれの責任者が指定する職員を相互に立会人として参加させることができるものとする。

4. 検視

警察が行う航空事故に起因すると認められる死亡者の検視について、委員会から立会いの要望があった場合は、警察において便宜を図るものとする、

5. 関係者に対する事情聴取（取調べ）・質問

- (1) 航空事故現場において、警察の行う関係者からの事情聴取（取調べ）及び委員会の行う関係者からの報告聴取は、それぞれの責任者があらかじめ対象、順序等を協議して行うものとする。この場合、警察は、委員会が事故航空機の乗組員あるいは客室乗務員から速やかに報告を徴し得るよう便宜を図るものとする。
- (2) 警察が刑事訴訟法の手続により身柄を拘束している航空事故関係者に対し、委員会からの質問の要望があった場合は警察において可能な限り接見の便宜を図るものとする。

6. 関係物件の押収、留置

- (1) 航空事故現場にある関係物件のうち、警察及び委員会の双方がそれぞれ押収又は留置を必要とする物件については、原則として警察が刑事訴訟法の手続に基づき押収するものとする。ただし、それぞれの現場責任者が協議して措置する場合はこの限りではない。
- (2) 警察は、押収した物件のうち、事故航空機の飛行記録装置、音声記録装置等早期の解析を必要とするものについては、押収後できる限り速やかに委員会に対して鑑定囑託の手続をとるものとする。また、警察は、押収物件のうち委員会に保管をゆだねることが適当と認められるものについては委員会に保管を委託するものとする。
- (3) 航空事故現場以外にある証拠物件については、警察及び委員会のそれぞれの責任者が協議して措置するものとするが、原則として前記（1）に準じ、警察が刑事訴訟法の手続により押収した後、必要により鑑定囑託あるいは保管委託を行うものとする。

7. その他

- (1) 警察及び委員会が航空事故の捜査又は調査を行う場合には、速やかに捜査又は調査の責任者及び連絡責任者の所属、氏名及び連絡方法を相互に通報し合うものとする。ただし、人の死傷を伴わないような軽微な航空事故の場合についてはこの限りではない。（2）「航空事故調査委員会設置法案に関する覚書」中「法案第14条第1項および第2項」とあるのは「法案第15条第2項及び第3項」と、「法案第16条」及び「法案第17条」とあるのは「法案第17条」及び「法案第18条」とそれぞれ読み替えるものとする。

